

第1回

日中韓関税局長・長官会議 知的財産作業部会について

関税局業務課 鴨 成彰

1. はじめに

10月15日から17日までの3日間、東京において、日中韓3か国の税関当局の知的財産の保護に関する実務責任者が一堂に会し、第1回日中韓3か国関税局長・長官会議知的財産作業部会が開催された。

本作業部会は、本年4月の第1回日中韓関税局長・長官会議（於 東京）において、知的財産侵害物品対策について、将来の協調の一環として、水際取締り措置の共同研究等を行う3か国の作業グループを立ち上げることの必要性が確認されたことにより、開催の運びとなったものである（別紙1参照）。

同作業部会には、我が国より財務省 関税局業務課長、中国より海関総署 政策法規司 知的財産課長、韓国より関税庁 通関支援局 公正貿易課課長 他が出席した。

本作業部会では、知的財産侵害物品の水際取締りに関する協力した取組みについて議論がなされ、より効果的な取締りのため、情報交換の促進、啓発活動の強化、権利者との協力等を含むアクション・プラン（別紙2）がとりまとめられ、今後、3か国の税関当局が協力して、具体的な取組みを実施することとなった。



また、今回の作業部会開催にあわせ、3か国の税関当局の実務責任者と民間の知的財産権利者等との間の会合が開催され、積極的な意見交換がなされた。

今後の進め方としては、本作業部会を原則として年2回開催すること、次回会合を来年の春に韓国において開催することについて合意がなされた。

（参考）

- 中国海関総署：中国国務院直属の組織であり、中国におけるいわゆる税関業務を執行する当局。職員数約48,000人。
- 韓国関税庁：韓国財政経済部の外庁であり、韓国におけるいわゆる税関業務を執行する当局。職員数約4,200人。

2. 日中韓関税局長・長官会議知的財産作業部会 開催の背景

(1) 我が国の対中国・韓国の貿易動向

我が国と隣国である中国と韓国との関係を貿易実績等から概観すると、両国のシェアの推移は、図1のとおりであり、中国については顕著な増加、韓国についても増加基調にある。更に、日中韓の世界貿易に占めるシェアを見ると、図2のとおり、過去10年間で3か国合計の貿易額は、輸入については約2.3倍、輸出については約2.4倍に増大している。

(2) 中国・韓国からの知的財産侵害物品の流入状況

こうした貿易量の増大に伴い、中国・韓国か

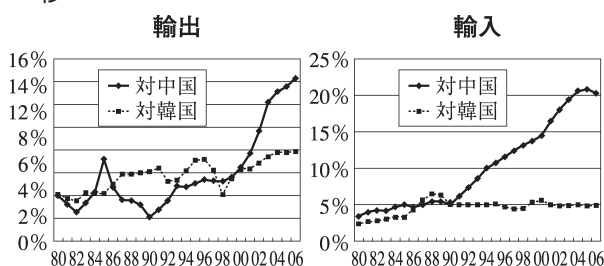
らの知的財産侵害物品の流入も、近年において顕著である。我が国の税関における知的財産侵害物品の輸入差止状況を見ると、図4のとおりであり、中国・韓国仕出しが大宗を占めている。

2006年においては、まず、輸入差止件数は、中国仕出しが9,440件（構成比48.2%）、次いで韓国仕出しが8,720件（同44.5%）、フィリピン仕出しが445件（同2.3%）となっている。前年と比較すると、中国仕出しが50%の増加、韓国仕出しが44%の増加となっている。

次に、輸入差止点数は、中国仕出しが約45万点（構成比46.2%）、次いで韓国仕出しが約38万点（同39.2%）、香港仕出しが約7万点（同8.3%）となっている。前年と比較すると、韓国仕出しが16%の減少、香港仕出しが25%の減少、フィリピン仕出しが19%の減少となっている。

更に、差止実績を件数ベースで見た場合、図3のとおり、一般貨物に比して郵便物の占める割合が圧倒的に多く、従って中国・韓国仕出しで我が国向けの知的財産侵害物品の場合、郵便物の形態、すなわち小口の形態をとっているものが多いとも言える。実際に、外国郵便物を扱う我が国税関の現場（外郵出張所）においても、中国・韓国仕出しの知的財産侵害物品への対応には頭を悩ませているところである。

図1 我が国から中国、韓国への輸出入シェアの推移



出所：財務省貿易統計

図2 世界貿易に占める日中韓のシェア

		Billion US\$			
輸入		輸出			
	1996	2005		1996	2005
日本	349(6.3%)	515(4.8%)	日本	411(7.6%)	595(5.7%)
中国	139(2.5%)	660(6.1%)	中国	157(2.8%)	762(7.3%)
韓国	150(2.7%)	261(2.4%)	韓国	130(2.4%)	284(2.7%)
日中韓計	638(11.5%)	1,436(13.3%)	日中韓計	692(12.8%)	1,641(15.7%)
世界計	5,545	10,783	世界計	5,401	10,431

(注)：中国に香港は含まない ()：世界計に占めるシェア
出所：IMF Direction of Trade 2006 August

(参考)

関税法第69条の2第1項第3号又は第4号の規定により、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権を侵害する物品又は形態模倣品等の不正競争法違反物品は輸出してはならない貨物とされている。

また、同法第69条の811第1項第9号又は第10号の規定により、特許権、実用

図3 輸送形態別輸入差止実績構成比
(2006：件数ベース)

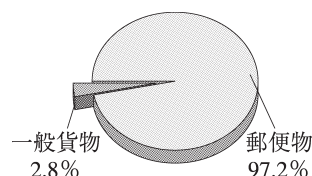
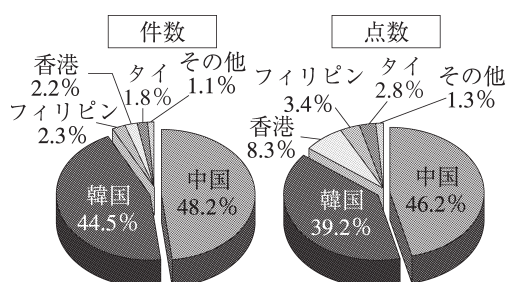


図4 知的財産侵害物品差止め実績 (2006)



新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品又は形態模倣品等の不正競争防止法違反物品は、輸入してはならない貨物とされている。

税関では、これらの規定に基づき、知的財産侵害物品の水際取締りを行っている。

3. 日中韓税関局長・長官会議 知的財産作業部会の内容・成果

このような、各国の税関当局が直面する共通の政策課題について、地理的な近接性、貿易の緊密性、地域の特有性を共有する我が国及び中国・韓国の税関当局が、3か国間の相互協力が不可欠であるとの認識を共有した上で議論がなされ、その成果物として、より効果的な取締りのため、情報交換の促進、啓発活動の強化、権

利者との協力等を含むアクション・プランがとりまとめられた。

(1) 情報交換の促進

知的財産侵害物品の水際取締りを如何に実効あるものとする観点からは、知的財産侵害に係る情報交換が重要となる。そうした情報交換については、これまでも税関相互支援協定^(注)の枠組みにより可能であったが、この度、3か国間でとりまとめられたアクション・プランにおいて、具体的なルールが設定された。例えば、一定期間に複数回、知財侵害物品を輸出しようとしたと認められる場合や、1件の税関手続きであっても、大量の知財侵害物品を輸入しようとしたと認められる場合等に、情報提供を行うこととされている。

知財侵害物品に係る輸入差止件数については、上述のとおり、中国・韓国の仕出しのものが90%超であり、こうした状況に鑑み、差止対象貨物に係る輸出者名を我が国から中国・韓国へ提供することにより、中国における取締りに資するとともに、被侵害国である我が国にとって利益となると考えられる。

他方、中国における知的財産に係る取締りについては、輸出が大宗を占めており、こうした状況に鑑み、中国での輸出取締りに係る情報を我が国へ提供してもらうことにより、我が国における輸入の際の取締りに資することとなると考えられる。

(注) 税関相互支援協定：税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした情報交換を行うことや、通関手続きの簡素化・調和化等について協力することを定めた枠組み。

(2) その他

以上の他、アクション・プランにおいては、各国の制度・運用の理解の促進として、各国国内制度の相互理解、制度改正等の相互通知の他、実務面として、リスク分析等の水際取締りの手法に係る情報交換や、将来的な職員の相互派遣による相互理解が謳われた。

また、啓発活動の強化として、各国の港・空港でのポスターの掲示、印刷物の配付や、3か国共同キャンペーンの実施が謳われた。

更に、民間の知的財産権利者との協力として、ワークショップ等を通じた権利者との意見交換や、権利者からの知的財産侵害物品に係る情報提供の奨励が謳われた。

4. 他の国際的な取り組みとの関係

本年6月のWCO（World Customs Organization：世界税関機構）総会において、知的財産侵害物品の水際取締りに関し、①法令及び取締体制の整備、②リスク分析及び情報共有、③キャパシティー・ビルディング及び国際協力について取り組むべき暫定的基準を定めた「知的財産侵害物品の取締りのための暫定的基準（provisional Standards Employed by Customs for Uniform Rights Enforcement：SECURE）」が採択された。

更に、本年10月23日、知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な法的枠組みである「模倣品・海賊版拡散防止条約（Anti-Counterfeiting Trade Agreement：ACTA）（仮称）」の実現に向け、我が国として、知的財産権の保護に関心の高い国々と緊密に連携を図り、本条約において実現していくべき内容について集中的な協議を開始することが公表され

た。

こうした動向に鑑み、知的財産保護に関する重要性が国際的に高まってきているところ、本作業部会を契機として、世界有数の模倣品・海賊版の仕出国である中国・韓国と我が国が協力関係を築いたことは意義あることであり、本作業部会は今後、世界に向けて強力なメッセージを発することとなると思われる。

5. おわりに

各国関係者の努力により、本作業部会が成功裏に終了したことは喜ばしいことである。

日中韓の3か国は、東アジア地域の様々な分野の推進役であり、今後とも、各国間で、知的財産の水際取締りの分野での協力を促進させることができれば、互いの利益となることは言うに及ばない。そうした意味では、本作業部会が、3か国の税関当局の共通利益の1つである適正通関の推進のため、一層の協力を発展させる契機となったことは明らかであり、今後、更なる関係強化を推進していきたい。

（文中、意見に係る部分は全て筆者の私見である。）

（以上）

第1回日中韓3か国関税局長・長官会議

(別紙1)

共同プレス発表(仮訳)

(平成19年4月11日、於：東京)

日本国、中華人民共和国、大韓民国の税関当局による第1回関税局長・長官会議が、平成19年4月11日、東京で開催された。青山幸恭日本国財務省関税局長は日本国側代表団を率いて会議の議長を務めた。牟 新生(ムー シンション)中華人民共和国海関総署長は中華人民共和国側代表団を率いた。成 允甲(ソン ユンガブ)大韓民国関税庁長は大韓民国側代表団を率いた。

会議における議論の主要点は以下のとおり。

- 3国の関税局長・長官は、税関当局、税関手続、そして税関間の協力が、地域における効率的かつシームレスな貿易に重要な役割を果たすべきであることを確認した。
- 3国の関税局長・長官は、情報通信技術(ICT:Information Communication Technology)を活用した精緻なリスク管理が安全な貿易のため必須であり、貿易円滑化のためICTを通じた情報交換に係る研究が進められるべきであるとの認識を共有した。また、3国の関税局長・長官は、国内のシングル・ウィンドウが、貿易円滑化にとって有効であることを考慮し、強化されるべきであることを確認した。3国の関税局長・長官は、ASEAN シングル・ウィンドウや APEC シングル・ウィンドウのような地域におけるシングル・ウィンドウは地域の貿易を円滑にする大きな潜在力を持つことを認識した。さらに、彼らは、この分野において一層協力していくことを確認した。
- 3国の関税局長・長官は、貿易円滑化を通じて、貿易上の規則の透明性、予見性、公平性の向上が確保されるべきであることを確認した。この関連で、彼らは、WTOにおける貿易円滑化交渉の進展を歓迎した。また、彼らは、この分野における協力を継続することを確認し、また、交渉の早期妥結に向け、あらゆる努力を行う用意があることを表明した。
- 違法な貿易に対する効果的な取締りは、税関間の一層の情報交換及び協力を通じて確保されるべきである。3国の関税局長・長官は、日本と中国との間の税関相互支援協定が昨年署名され、3国間の税関相互支援協定の「トライアングル(三角形)」が完成したことにより、3国における一層の情報交換が進むことになるとの認識になった。
- 日本国及び大韓民国の税関は、中華人民共和国が「アジア・大洋州地域情報連絡事務所(RILO A/P)」を運営していることを評価し、商業犯則と同様、薬物や知的財産侵害物品の違法な貿易に対する取締りの分野でRILO A/Pがその役割を強化するため、中華人民共和国の税関と協力し、一層支援していくことを確認した。日本国及び大韓民国の税関は、中華人民共和国の税関がRILO A/Pを引き続き運営する意向であることを歓迎した。
- 知的財産に関し、3国の関税局長・長官は、適切な知的財産の保護は、経済の健全な発展に不可欠であるとの認識を共有した。3国の関税局長・長官は、この問題について引き続きそれぞれ努力し、より良い水際措置のために協力する。将来の協調の一環として、3国の関税局長・長官は、知的財産侵害物品に対する水際における措置についての共同研究を行うための3国の作業グループを立ち上げる必要性を確認し、この分野で議論しうる課題について意見交換した。
- 密輸及び商業犯則に関し、3国の関税局長・長官は、専門家レベルの2国間の協力の進展に留意し、一層の作業を慫慂した。

- 大量破壊兵器の違法取引の効果的な取締りを含めたセキュリティーの問題に関し、3国の関税局長・長官は、世界関税機構（WCO: World Customs Organization）の「基準の枠組み」が有用な手立てであり、「基準の枠組み」を実施するため、それぞれの税関があらゆる努力を行うことを再確認した。
- 3国の関税局長・長官は、民間部門とのパートナーシップの重要性及びWCOのAEO（Authorized Economic Operator）ガイドラインに沿ったAEOプログラムを進展させることのメリットを強調した。彼らは、AEOプログラムの今後のあり得べき方向性について、まずは2国間ベースで研究を開始し、将来的に3国間に拡大していく。
- 地域における税関の能力向上を目的として、3国の関税局長・長官は、如何にして最善にキャパシティー・ビルディング活動を提供し、評価するのか、さらに、こうした活動について如何にして地域において協調・調整するのかについて議論した。また、彼らは、それぞれが貢献している「WCOアジア大洋州地域キャパシティー・ビルディング事務所」の活動を評価した。こうした協調した努力は、3国の税関当局の発展にも資するものである。
- ASEAN+3、東アジアサミット、APEC及びASEMのような3国が含まれる様々な地域グループが立ち上がっている中、3国の関税局長・長官は、これらの場における協力的な活動を認識し、引き続き積極的に参画していくことを再確認した。日本国税関は第7回ASEM関税局長・長官会議を今秋、日本で主催することを提案し、中華人民共和国及び大韓民国の税関はこの提案を歓迎し、そのための支援と協力を行うとした。

3国の関税局長・長官は、日中韓関税局長・長官会議を原則年1回開催することを確認した。大韓民国の税関は、次回の日中韓関税局長・長官会議を大韓民国で開催する。

日中韓3か国知的財産作業部会

（別紙2）

アクション・プラン（フェイクゼロ・プロジェクト（仮称）の概要

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">1. 一般情報の交換の促進<ul style="list-style-type: none">○ 取締実績の交換（四半期毎）○ 最新の模倣品の傾向に係る情報交換（四半期毎）2. 個別情報の交換の促進<ul style="list-style-type: none">○ 個別の知的財産侵害物品に係る情報交換○ 情報交換の実施状況のレビュー等（次回会合以降）3. 各国制度・運用の理解の促進<ul style="list-style-type: none">○ 各国制度への質問・回答○ 制度改正内容の相互通報 | <ul style="list-style-type: none">○ 職員交流○ 水際取締りの手法（リスク分析等）の交換4. 啓発活動の強化<ul style="list-style-type: none">○ 港・空港でのポスターの掲示・印刷物の配付等○ 3か国共同キャンペーンの実施5. 権利者との協力<ul style="list-style-type: none">○ ワークショップ等を通じた権利者との意見交換○ 権利者からの知的財産侵害物品に係る情報提供の奨励 |
|---|--|